

第6章 会社法における会計参与の役割

会計参与とは、主として中小企業の計算書類の正確性に対する信頼を確保するため、新会社法において新設された株式会社の機関の1つである。ただし、会計参与の設置は、法律上義務づけられることなく、いかなる株式会社においても定款において任意に設置できるものである。設置をする場合は、まず、株主総会により会計に関する専門的識見を有する者が選任される。主な職務は、取締役・執行役とともに計算書類を作成し、その計算書類を取締役・執行役とは別に保存し、株主・会社債権者に対して開示することである。会計参与は、取締役・執行役と共同で計算書類の作成を行いその適正さを確保する機関であるため、公認会計士または税理士の資格を有する者が選任されなければならない。さらに、会社法において、会計参与を設置する株式会社およびその子会社の取締役、監査役、執行役、支配人またはその他の使用人は、会計参与を兼務することができないことが定められている。会計参与を設置する会社の顧問税理士は、会計参与を兼務することは可能だが、通常、会社外部から経営者に対しアドバイスを行うことを主とした業務としているため、会計参与として取締役・執行役と共同で計算書類の作成を行い、会社内部の機関として経営者とともに連帯責任を負う業務を兼任することは困難であるといえる。会計参与の任期は、取締役と同様の規定に従うため原則として2年だが、株式譲渡制限会社については、定款で任期を最長10年まで延長することが可能である。会社法上、会計参与の員数は制限されていないが、通常は1人となっている。これは、計算書類を取締役・執行役と共同で作成する際、会計参与が複数名の場合、各参与の意見の統一が必要となり職務が煩雑となるからである。会計参与の報酬は、定款で定められていない場合、株主総会の決議によって決定する。また、会計参与が2名以上いる場合、各会計参与の報酬等について定款における定めまたは株主総会の決議がない場合は、会計参与の協議によって定められる。また、会計参与は、職務の執行に必要であると認められる費用について、会計参与設置会社に対して請求が可能である。次の表は、会計参与の職務および権限を一覧にしたものである。

図表 6 - 1 会計参与の職務と権限

職 務	<ul style="list-style-type: none"> ① 取締役・執行役との計算書類の共同作成 ② 計算書類の保存 ③ 計算書類の株主および債権者への開示 ④ 計算書類を承認する取締役会への出席 ⑤ 計算書類の作成の際、取締役・執行役と意見が異なった場合、株主総会においての意見陳述 ⑥ 会計参与報告の作成 ⑦ 株主総会における計算書類の説明義務 ⑧ 株主総会における会計参与の選任等に関する意見陳述 ⑨ 辞任した会計参与による株主総会における辞任理由の陳述
権 限	<ul style="list-style-type: none"> ① 会計帳簿・資料の閲覧権および謄写権 ② 会計参与の職務遂行において必要な場合、当該会社・子会社の業務および財産状況の調査権

会計参与が取締役・執行役とともに作成する計算書類は、会社法において、貸借対照表、損益計算書、その他株式会社の財産および損益の状態を示すために必要かつ適当なもの並びにこれらの附属明細書とされている。具体的には、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、これらの附属明細書が挙げられる。会計参与が、このような計算書類を作成するためには、会計参与、取締役、執行役の三者の意見が一致しなければ作成できない。したがって会計参与は、取締役会に出席し計算書類を作成する過程での意見を述べる事が可能となる。会計参与が取締役・執行役と意見が一致せず、計算書類を作成できない場合には、その職を辞任することができる。その場合、辞任した会計参与は、株主総会において辞任の理由を述べる事となる。会計参与が辞任することにより、法律または定款で定めた会計参与の員数が規定に満たない株式会社では、計算書類を作成できなくなってしまう。その際、当該会社においては、臨時株主総会を招集し、後任の会計参与の選出および定款の変更を行い、会計参与を設置するとした規定を削除するなどの処置を行わなければならない。さらに、会計参与の辞任で会計参与の員数が足りない場合には、辞任した会計参与は、一時的に会計参

与の職務を行うべきものの選任を裁判所に申し立てる権利を有している。

会計参与報告とは、会計参与が計算書類を取締役・執行役と共同で作成する際、その内容を株主および債権者に対して情報を提供するため、作成しなければならないことを義務づけられた報告書のことである。会計参与報告には、会計処理方法に関する事項、計算書類を共同で作成する場合に取締役・執行役と意見が異なった場合に問題となった事項が記載されている。

会計参与は、会社とは別に作成した計算書類を保存しなければならないという職務がある。作成する書類はそれぞれ、保存する期間が異なる。まず、各事業年度の計算書類、附属明細書、会計参与報告は、定時株主総会の日（取締役会設置会社にあつては、2週間）前の日から5年間保存しなければならない。また、臨時計算書類および会計参与報告は、臨時計算書類を作成した日から5年間保存しなければならない。会計参与は、これらの計算書類等を社外で保存しなければならないため、自分が従事する税理士事務所または所属税理士事務所の中（場）所の中から、会計参与報告等備置場所を設定しなければならない。このように会計参与が社外で計算書類等を保存するのは、株主や債権者が計算書類を閲覧しやすくし、これらの書類の開示の実効性を上げるためである。さらに、社外に保管することで、取締役や執行役が計算書類を事後に改ざんできないようにすることも可能となる。ただし、計算書類等の保存期間である5年間が経過する前に会計参与が辞任した場合は、計算書類等の保存および開示の義務を負う必要はない。

株主または債権者は会計参与設置会社の営業時間内であれば、会計参与に対して会計参与が保存している計算書類等の閲覧、謄本または抄本の交付請求を行うことができる。会計参与は、計算書類等の閲覧等の請求を受けた場合は、設置会社に対し請求者が株主または債権者であるかどうかをその都度照会し、確認後、閲覧等の請求に応じる。

会計参与は、自分が保存および開示する計算書類等について、株主総会において株主または債権者から質問を受けた場合、会計参与の業務に係る会計・財務に関する事項に関して説明する義務がある。ただし、当該事項が株主総会の目的である事項に関係しないものである場合、その説明をすることにより株主の共同利益を害する場合などでは、質問に対して説明を行う必要はない。また、株主総会時以外に保存および開示する計算書類等について、株主または債権者から質問を受けても、会計参与は閲覧や交付等に応じるだけで説明義務はない。ちなみに、会社で保存および開示される計算書類等について、会社側は説明の義務はな

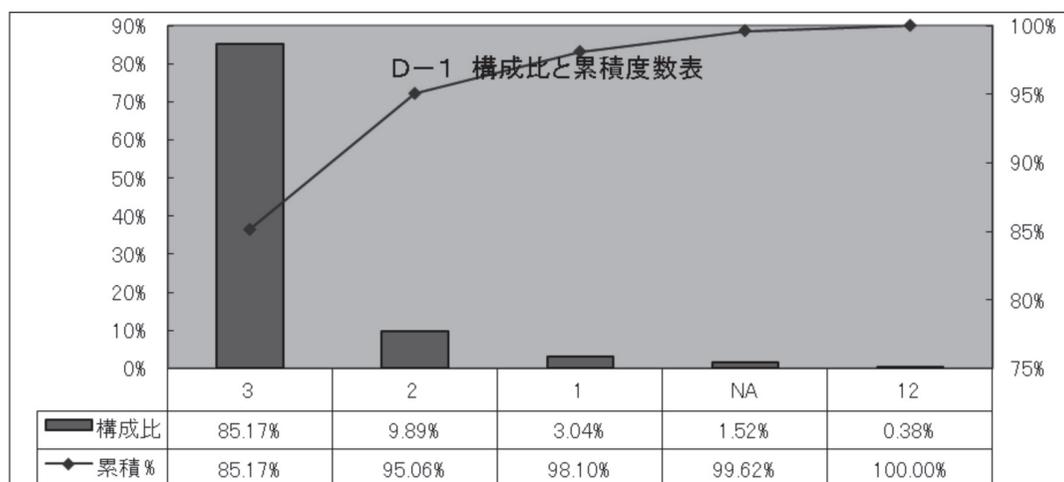
い。

会計参与は、会社および第三者に対して民事上の責任がある。会計参与が計算書類の作成等その職務を怠り、会社に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負わなければならない。この場合、会計参与に過失がなければその責任は免除される。原則、会社に対する責任は、総株主の同意がなければ免除することはできない。ただし、会計参与には、社外取締役役に認められる責任制限制度が認められている。具体的には、株主総会決議による責任制限、定款規定および取締役会決議に基づく責任制限、定款規定および責任制限契約に基づく責任制限が認められている。この責任制限制度は、会計参与が職務を行う場合、善意で勝つ重大な過失がないときに限定されるが、最大限、会計参与が会社から受け取る報酬等の2年分を超える部分を免除が可能となる。なお、会計参与の会社に対する責任は、株主代表訴訟の対象となる。会計参与が、その職務上悪意または重大な過失があった場合、第三者に生じた損害を賠償する責任を負わなければならない。会計参与が計算書類や会計参与報告に記載すべき重要な事項に関して虚偽の記載をした場合、職務遂行において注意を怠らなかつたと証明できない限り、第三者に生じた損害の責任を負うこととなる。

上述したように、会計参与に関しては、様々なメリットデメリットがあるようである。そこで、会計参与の業務等に関する実態を検証するため、263名の税理士に対してアンケート調査を行った。

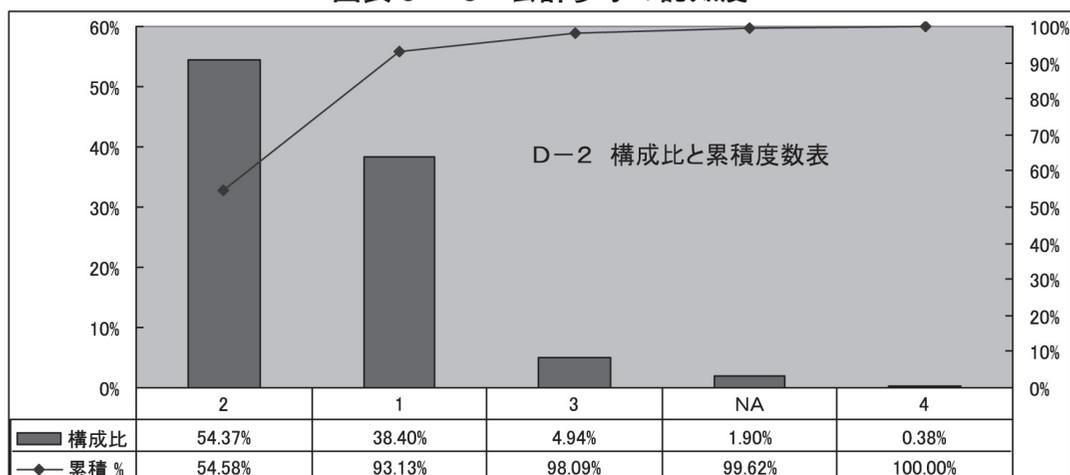
まず、「D-1 会計参与の依頼・受託についてお答えください。」という問いに対しては、259名(98.47%)から有効回答を得た。そのうち224名(85.17%)が「会計参与の依頼はない」、26名(9.89%)が「会計参与の依頼があったが受託しなかった」、8名(3.04%)が「会計参与の依頼があり受託した」と答えている。また、無回答が4名(1.52%)という結果になった。会計参与の依頼があったが受託しなかった理由として、いくつか記述での意見が得られた。まず、責任と報酬の関係で不明確な点があり、様子を見た方が妥当だと感じ、受託しなかった。次に、受託によるリスクが大きすぎると感じたため受託しなかった。責任ばかり重く、全く金にならないと思ったから受託しなかった。リスク回避のため等の意見があった。このように、実情においては、会計参与に対する認識は、リスクが高く受託するメリットがないため、受託しない方が賢明であるといった意見が多いようである。

図表 6 - 2 会計参与の依頼・受託



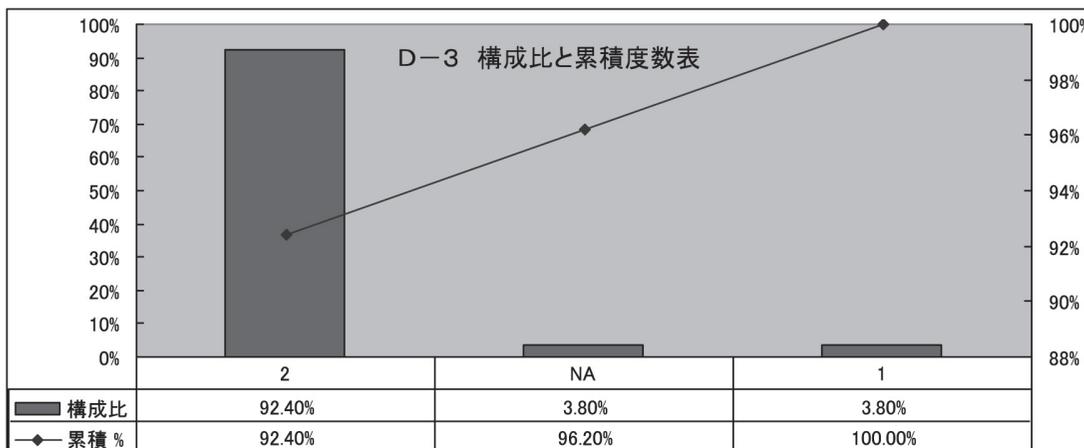
次に、「会計参与の内容についてどの程度ご存じですか.」という問いに対しては、258名（98.09%）から有効回答を得た。そのうち、内容は部分的に知っているという回答が143名（54.37%）と最も多く、次いで内容をよく理解しているという回答が101名（38.4%）、内容は知らないが、名称は聞いたことはあるという回答が13名（4.94%）、無回答が5名（1.9%）、まったく知らないと回答した者が、1名で（0.38%）となった。会計参与に関しては、ある程度のことは理解していても、詳細まではまだ定着していないようである。

図表 6 - 3 会計参与の認知度



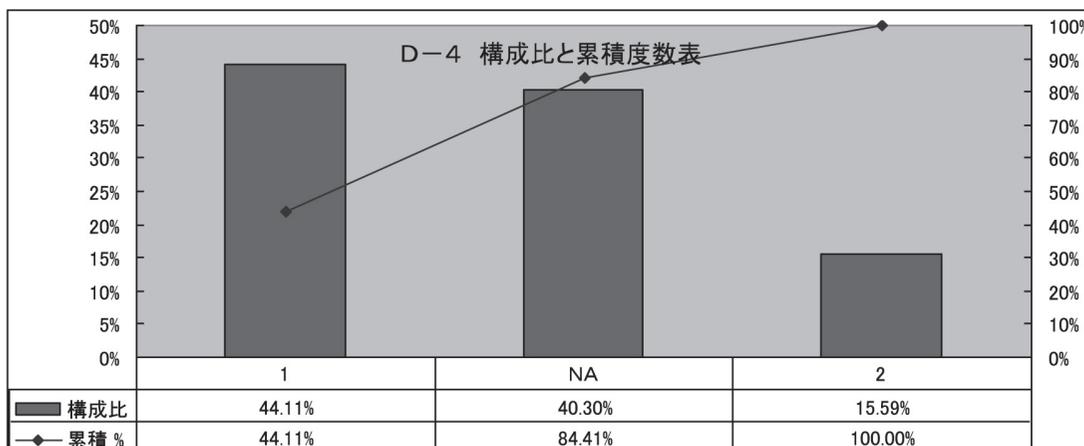
「顧問先企業が会計参与を設置する予定がありますか.」という問いに対しては、有効回答数 259 名 (98.47%) のうち、設置する予定がないという回答が、243 名 (92.4%) で、設置する予定があるという回答と無回答がそれぞれ 10 名 (3.8%) ずつとなった。

図表 6 - 4 会計参与の設置



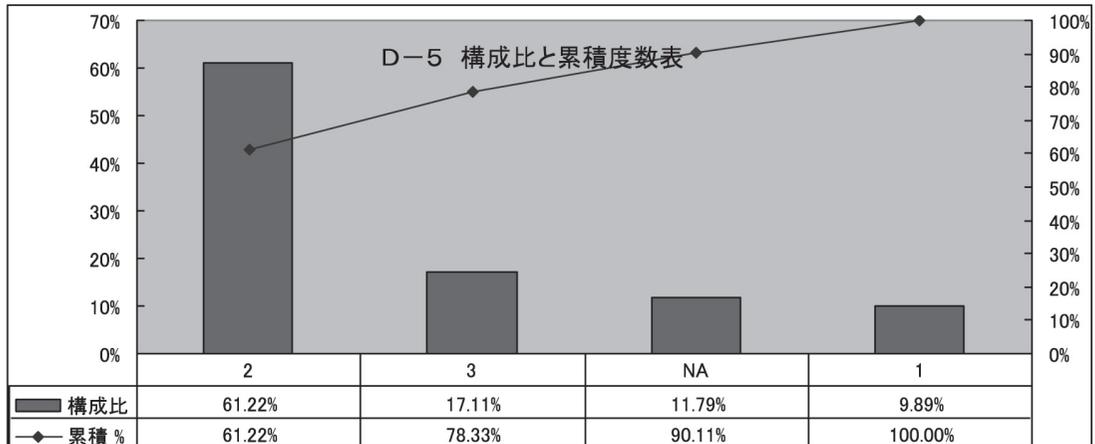
さらに、「顧問先企業との間で、報酬額に関して、意見は一致していますか.」という問いに対しては、222 名 (84.41%) から有効回答を得た。そのうち、意見は一致しているという回答が 116 名 (44.41%) と最も多く、次いで無回答が 106 名 (40.3%)、一致していないという回答が 41 名 (15.59%) となった。

図表 6 - 5 会計参与の報酬



最後に、「会計参与の必要性についてどのようにお考えですか。」という問いに対しては、232名（88.21%）から有効回答を得た。そのうち、設置する必要はないという回答が161名（61.22%）と最も多く、次いでどちらとも言えないという回答が45名（17.11%）、無回答が31名（11.79%）、設置する必要があるという回答が26名（9.89%）となった。

図表 6 - 6 会計参与の必要性



次の表は、会計参与の必要性に関する回答を一覧にしたものである。

図表 6 - 7 会計参与の必要性（自由記述）

<p>会計参与の設置の「必要性がある」理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来的には、中小零細企業にも導入すべきだと思う。時間はかかるのではないか。 ・財務諸表の信憑性を高めるため。 ・報酬額と損害賠償の限度規定と賠償保険が整えば会計参与を受託してもよいと思う。 ・上場を目指す企業は、投資家保護の立場から設置した方が良い。 ・大規模な会社においては、設置の必要性ありと考える。 ・金融機関からの要望が強くなってきている。
<p>会計参与の設置の「必要性がない」理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利害関係者である関与先に必要なし。 ・小企業には報酬負担の能力がない。 ・法人の規模が小さいため。 ・自分が関与している関与先から依頼されることはないと思われるから。 ・メリットなし。

- ・ある程度の規模の会社は、会計参与と同じことをしている。その他は税務申告と銀行借入資料作りで、会社は会計参与を求めている。
- ・顧問先企業に費用負担を強いることになる。
- ・企業と会計参与の双方で負担（責任）が大きい。
- ・対外的認知度が低く、設置のメリットが少ない。
- ・中小企業の場合、税務申告と節税が第一目的となるため、財務諸表の対外的信用は二の次となる。
- ・本来、会計は会社の責任においてなされるべきものであり、社内に専業会計人を取り込んで、それを担保させる様な制度には、実務的に無理が多い。トラブルが発生した場合の法的責任も重すぎるし、利害関係者からの訴訟的にされる危険性が高い。
- ・小規模企業においては、企業の資産、能力等からして、参与制度を置く重要性がない。
- ・売上高が1,000万円～2,000万円のため。
- ・現在関与の顧問先は中小の部の部類が多いので、当事務所としては必要ない。必要とするメリットのある会社が顧問先となった時は当然設置を考える。
- ・顧問先企業の負担が増えるため。（顧問税理士が会計参与となり報酬が二重に負担する結果となる。）
- ・「企業の会計に関する指針」に基づいて決算書類を作成すればよいと思う。
- ・責任はもてない。
- ・会計参与制度に理解不十分なところがある。顧問先も求めず、また、会計参与は必要な企業が多い。（一部可能企業もあるが）
- ・全く機能する見込みがない。
- ・あまり内容を知らない。
- ・税理士、公認会計士が顧問となっていながら、参与という法人の役員になるのはおかしい？
- ・小規模な会社の場合、取締役がその職務を全うすれば会計参与は必要ないと思われる。
- ・内部規制が徹底しており、また、設置するほどの規模ではない。
- ・税理士以外がすべきと考える。
- ・責任が重い。
- ・大きなメリットが見込めない。
- ・設置したとしても、社会的に会社の評価が上がらない。

会計参与の設置の必要性に対して「どちらとも言えない」理由

- ・企業の内容による。
- ・責任の所存。
- ・監査後と同一視されている部外役員の必要性、排他性。中小企業の場合必要性に消極的。
- ・会計参与により財務諸表が改善されるとは限らない。

・それぞれの企業の実態により必要ならば設置すればよい。

* 太字の回答は、複数名による回答

現状としては、会計参与の設置に対して反対の意見が圧倒的に多かった。実態調査によると、依頼を受託した場合のリスクが高すぎるため、受託しないケースが多い。さらに、会計参与の設置の必要性においても、報酬の低さや責任負担の大きさにより、関与先企業と税理士の双方で設置を見送っているケースが多いようである。しかしながら、取引先銀行などの金融関係から会計参与の設置を望むケースも増加している。したがって、今後の会計参与の設置に関しては、会計参与の責任範囲の見直しやリスク軽減が必要と思われる。